

「公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等の考え方（処分基準）について」（新旧対照表）

現行				改定案			
II 法令違反に対する懲戒処分等				II 法令違反に対する懲戒処分等			
(1) 公認会計士				(1) 公認会計士			
○ 基本となる処分の量定				○ 基本となる処分の量定			
懲戒根拠	懲戒事由	関係条文	基本となる処分の量定（新基準）	懲戒根拠	懲戒事由	関係条文	基本となる処分の量定（新基準）
公認会計士法	(略)			公認会計士法	(略)		
違反	・変更登録義務違反、解散・合併届出違反、登記義務違反	第20条、第34条の6第1項、第34条の18第3項、第34条の19第3項	戒告	違反	・変更登録義務違反、解散・合併届出違反、登記義務違反	第20条、第34条の6第1項、第34条の18第3項、第34条の19第3項	戒告
	(新設)	(新設)			・研修の履修義務の不履行	第28条	
公認会計士法違反（信用失墜行為違反）	・監査補助者としての業務不適切 (1) 不正行為等の不報告など重大な場合 (2) 監査手続違反などの指示違反等の場合	第26条	業務停止6月	公認会計士法違反（信用失墜行為違反）	・監査補助者としての業務不適切 (1) 不正行為等の不報告など重大な場合 (2) 監査手続違反などの指示違反等の場合	第26条	業務停止6月
	(略)		業務停止1月		(略)		業務停止1月
(略)				(略)			
【上記区分表の適用に当たっての注意事項】				【上記区分表の適用に当たっての注意事項】			
1. 上表に具体的な記載のない行為については、上表中最も類似した行為の例によること。				1. 上表に具体的な記載のない行為については、上表中最も類似した行為の例によること。			
2. ～9. (略)				2. ～9. (略)			